名古屋市消防団協力事業所表示制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、名古屋市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 事業所等
 - 事業所又はその他の団体をいう。
- 2 消防団協力事業所

名古屋市長(以下「市長」という。)が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。

3 消防団協力事業所表示証

前記2の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。

第3 表示証の交付申請及び推薦

- 1 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、 所轄消防署長(以下「署長」という。)を経由して市長に消防団協力事業所 表示申請書(第1号様式)により申請を行うものとする。この場合において、 署長は当該申請書を審査し、副申するものとする。
- 2 消防団長は、表示証を交付する事業所等を市長に推薦することができる。

第4 認定基準

市長は、前記第3に規定する申請について、従業員の消防団活動への配慮 (勤務時間中の出動に関する配慮、消防団活動を行う際にボランティア休暇 を付与する等の配慮、消防団活動を行うことに対して昇進や昇給等で不利に 扱わない配慮等)が行われている事業所等で、次の各号に掲げる基準のいず れかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- 1 従業員が消防団員として、複数入団している事業所等
- 2 従業員が消防団員として、入団している事業所等で、当該事業所等の資機 材、敷地等を消防団に提供するなど消防団活動に積極的に協力している事 業所等

第5 表示証の交付

1 市長は、前記第3の申請書を受け付けたときは、当該申請書を審査し、認定を行うべきものと認めたときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所等は除く。)に消防団協力事業所表示証交付決定通知書(第2号様式)及び表示証(第3号様式)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で表示証を交付することができるものとする。

第6 表示証の表示

- 1 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。) により行う映像その他の広告
- 2 表示できる表示証の様式は、前記第5に掲げる第3号様式のほか、第3号様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

第7 表示証交付整理簿の備え付け

表示証の交付に際して、市長は消防団協力事業所表示証交付整理簿(第4号様式)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

第8 表示有効期間

- 1 表示の有効期間は、原則として認定の日から2年又は第9の規定による 認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協 力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場 合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表 示証の交付を受けた日から2年間とする。
- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、前記第6に規定する表示を行うことができない。
- 3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

ただし、署長は、表示有効期間内における当該従業員の出場状況を把握することとし、毎年4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間内に、出場実績が無いと認められた場合は、各期間の翌月末までに当該事業所の代表者又は従業員に対し、その理由及び活動の意思を確認することとする。

第9 認定の取消し

- 1 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、前記第4に規定する 基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証 の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと 認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長 は、相手方に対し、当該認定の取り消しの理由等を消防団協力事業所表示証 返還通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 2 前記1の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

第10 協力事業所の公表

市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について広報紙等により公表することができるものとする。

第11 協力事業所の表彰

市長は、協力事業所を名古屋市消防表彰条例(昭和23年名古屋市条例第51号)に基づき表彰することができる。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(表)

消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

名 古 屋 市 長 様

事業所所在地									
事業	所 名	称							
		者							
担		者							
電		話			_		_		

名古屋市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を付けてください。)
 - □新 規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
 - □追 加 (既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期限 内に追加して他市町村の表示を受ける場合)
 - □再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示 を希望する場合)
- 2 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目番号	〇印	協力内容
1		従業員が消防団員として、複数入団している。
2		従業員が消防団員として、入団している事業所等で、当該事業所等の資機材、敷地等を消防団に提供するなど消防団活動に積極的に協力している。

3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名

4 名古屋市公式ウェブサイト (ホームページ) への情報公開の可否 (公開する情報:所在区、事業所名称)

同意する ・ 同意しない(いずれかに○をつけて下さい)

- 5 添付資料
 - (1) 会社案内・パンフレット等
 - (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
 - (3) 再申請の場合は、前回表示証写
 - (4) その他審査に必要な資料

消防団協力事業所表示証交付決定通知書

年 月 日

(事業所名) (代表者氏名)

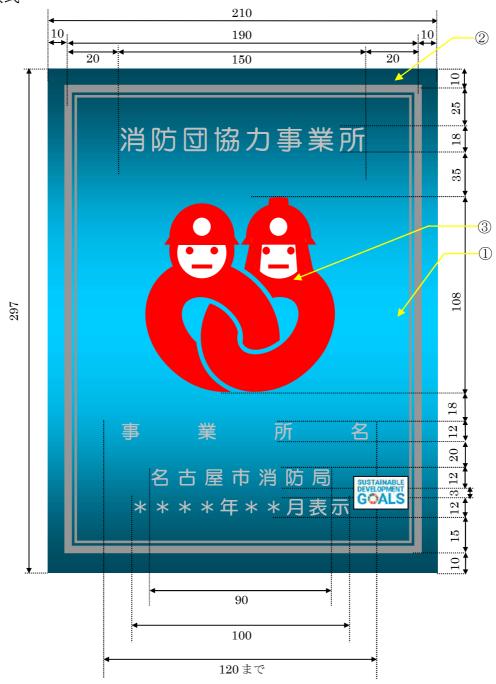
名 古 屋 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました消防団協力事業所表示証の 交付について下記のとおり決定したので、名古屋市消防団協力事業所表示制度 実施要綱第5の規定により通知します。

記

- 1 事業所名称
- 2 所在地
- 3 表示証は表示有効期間に限り、表示することができます。
- 4 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができます。
 - (1) 表示証を交付された事業所の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法により行う映像その 他の広告
- 5 表示できる表示証については、交付した表示証のほか、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものとします。
- 6 事業を廃止又は休止したとき、認定基準を満たさないこととなったとき、 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事 業所としての表示が適当でないと認めるときは、表示証の返還を求めること があります。

第3号様式



備考

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。
- 3 材質はプラスチック等、厚みは 6mm 以上とする。

		色(СМҮК表示による色指定)
1	地色(中央部)	青(C: 50%、M: 5%、Y: 0%、K: 0%)
2	地色(上下部)	青(C:85%、M:40%、Y:25%、K:12%)
3	表示マーク(面)	赤(C:0%、M:95%、Y:90%、K:0%)
4	文字、枠線	銀

消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵 便 番 号 所 在 地 担当・連絡先	初回表示年月日 現表示有効期間 更 新 回 数	協力事項 (要綱第4関係) ※ 該当する番号 に☑	情報公開 ※ 該当する項 目に☑	備考
1				□ 1 □ 2	□ 可 □ 不可	
2				□ 1 □ 2	□ 可 □ 不可	
3				□ 1 □ 2	□ 可 □ 不可	
4				□ 1 □ 2	□ 可 □ 不可	
5				□ 1 □ 2	□ 可□ 不可	

消防団協力事業所表示証返還通知書

年 月 日

(事業所名) (代表者氏名)

名 古 屋 市 長 印

年 月 日付けで交付しました消防団協力事業所表示証につきましては、 下記のとおり返還していただくことを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業所名称
- 2 所在地
- 3 返還事由
- 4 消防団協力事業所表示証は、速やかに返還してください。
- 5 返還事由が解消された場合、再交付を受けることができます。